別紙１

随意契約見直し計画

平成１８年６月
国 土 交 通 省

１．随意契約の見直し計画

国土交通省は、平成 17 年度において、公益法人等（独立行政法人、所管公益法人、特殊法人、特定民間法人等）との間で締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約が真にやむを得ないものを除き、遅くとも 19 年度から全て一般競争入札等に移行することとする。

この点検・見直しの結果は下表の通りであり、平成 17 年度において随意契約を行っていた 9,235 件、2,287 億円のうち、競争を伴わない随意契約は 915 件（対 17 年度比 10 %）、229 億円（対 17 年度比 10 %）となった。

		平成１７年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取りやめたもの（17 年度限りのものを含む）				9% 795	6% 126
一般競争入札等	競争入札			35% 3,268	20% 451
	企画競争等	2% 169	1% 21	46% 4,257	65% 1,481
随意契約（企画競争等を実施しないもの）		98% 9,066	99% 2,266	10% 915	10% 229
合　計		100% 9,235	100% 2,287	100% 9,235	100% 2,287

２．随意契約見直し計画の達成へ向けた取り組み及び移行時期

随意契約の見直し計画を達成するため、平成 18 年度 9 月までに、以下の取り組みに係る運用等を定め、各発注機関に速やかに通知し、平成 18 年 10 月以降、順次実施する。

随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成 19 年度から一般競争入札等に移行する。

（注）個別の契約における移行時期及び手順については、「緊急点検結果の一覧表」に記載

なお、計画において、「企画競争等の実施」に分類された事案についても、契約にあたっては、可能な限り、競争入札に移行するための準備が整い次第、競争入札へ移行することとする。

（１）計画実施を担保する執行・監査体制の確保

①　決裁体制の強化

「随意契約見直し計画」の個別の契約について見直しが確実に行われているかを確認するため、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう措置する。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行うこととする。

②　内部会計監査の重点実施

平成１７年度より国土交通省として重点監査項目としている随意契約関係の項目において、別途、公益法人等との随意契約に関する項目を追加することにより、見直しの結果を重点的に内部監査する。

③　地方支分部局等における見直しの徹底

各機関における見直しの確実な実施を図るため、各種会議等を通じて、地方支分部局等に対する注意喚起を常時徹底する。

（２）見直し実施の透明性の確保

①　電子入札による透明性の確保

見直し実施の透明性を確保するために、競争入札に移行する契約については、既に平成１７年度より全面的導入している電子入札方式によるものとする。

② 第三者機関による外部委員の活用

地方支分部局の入札監視委員会においては、従来からの審議対象である「工事及び建設コンサルタント業務等」に、「物品・役務」を加えるなど、随意契約について第三者機関を活用した監視を行うこととする。

また、工事等と同様にその審議概要等を公表する。

（3）契約に関連する制度等の見直しの実施

① 公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。

② 総合評価方式の導入拡大

随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価により落札者を決定することとし、必要となる財務大臣との包括協議を早急に行う。

③ 複数年度契約の活用

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のＯＡ機器（周辺機器を含む）に係る賃貸借契約及びシステム開発・改良をはじめ、調査・研究業務等や各種システム関連の既存の賃貸借契約についても、本省・地方支分部局等においては、概ね３年以内に、原則として国庫債務負担行為を活用した複数年度契約へ移行出来るよう所要の検討を行う。

（4）その他の取り組み

① 従来からの長期継続契約については、毎年度、競争環境に移行する諸条件が整っているか否かを点検し、その結果を、本省において取りまとめて把握し、ルーティン的な契約となっていないか、地域的なバラツキはないかなど、国土交通省内における運用状況の改善に努める。（電気、ガス、水道、電気通信関係）

② 所管独立行政法人に対し、国における随意契約の見直し状況等を書面にて周知し、同様の対応を図るよう協力を要請する。

また、定期的にその見直しの進捗状況について、フォローアップを実施する。

随意契約結果等の公表については、国における公表内容との一覧性を確保するため、本省ＨＰにリンクを設定する（特定独立行政法人に限る）。